



長野県告示第119号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者からその事業所を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成24年2月16日

長野県知事 阿部 守一

1 指定居宅サービス事業者

(1) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日
長野エスコ事業協同組合	デイホーム富竹	長野市富竹2633-1	平成24年1月31日
特定非営利活動法人ひなたぼっこ	宅幼老所ひなたぼっこ	諏訪郡富士見町富士見11650番地1	平成24年1月31日
特定非営利活動法人野のさと咲くらんぼ	野のさと咲くらんぼ	北安曇郡白馬村大字神城27721番地415	平成24年2月1日

(2) 福祉用具貸与

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日
特定非営利活動法人ひなたぼっこ	福祉用具レンタルひなたぼっこ	諏訪郡富士見町富士見11650番地1	平成24年1月31日

2 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日
特定非営利活動法人ひなたぼっこ	居宅介護支援センターひなたぼっこ	諏訪郡富士見町富士見11650番地1	平成24年1月31日

3 指定介護予防サービス事業者

(1) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日
長野エスコ事業協同組合	デイホーム富竹	長野市富竹2633-1	平成24年1月31日
特定非営利活動法人ひなたぼっこ	宅幼老所ひなたぼっこ	諏訪郡富士見町富士見11650番地1	平成24年1月31日
特定非営利活動法人野のさと咲くらんぼ	野のさと咲くらんぼ	北安曇郡白馬村大字神城27721番地415	平成24年2月1日

(2) 福祉用具貸与

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日
特定非営利活動法人ひなたぼっこ	福祉用具レンタルひなたぼっこ	諏訪郡富士見町富士見11650番地1	平成24年1月31日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第120号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年2月16日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡泰阜村5618、5619の1、5687の1、5687の6
- 保安林として指定された目的

- 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は、択伐による。
泰阜村5619の1
- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林
づくり推進課及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第121号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を
変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法
(昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する同法
第30条の規定により告示します。

平成24年 2月16日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡泰阜村6128の1、6128の2、6129の1、6129の2、
6130の1、6130の2、6131の5、6133の22から6133の28まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
泰阜村6129の1、6129の2、6131の5、6133の22から6133
の28まで
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所
在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡
以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林
づくり推進課及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第122号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を
変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法
(昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する同法
第30条の規定により告示します。

平成24年 2月16日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡泰阜村7530の5、7539の1、7539の23、7539の30、
7552の1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所
在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡
以上のものとする。

森林づくり推進課

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林
づくり推進課及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第123号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を
変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法
(昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する同法
第30条の規定により告示します。

平成24年 2月16日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡木曾町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所
在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡
以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係
書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曾町役場に備え置いて
縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第124号

森林法(昭和26年法律第249号) 第189条の規定により、
次の森林に係る保安林の指定について、当該森林の所在地
の属する市町村の掲示場に、その通知の内容を掲示しまし
た。

平成24年 2月16日

長野県知事 阿 部 守 一

保安林指定通知の内容(要旨)

- 1 土砂の流出の防備のため保安林に指定されたこと。
- 2 保安林の指定後における当該保安林に係る立木の伐採の方法及
び限度については、平成24年 2月2日付け農林水産省告示第257
号(保安林の指定する件)のとおりであること。

保安林の所在場所	所在の不分明な森林所 有者氏名
大町市社字日向4136のニ、字山寺4148 の1	内 川 佳 子

森林づくり推進課

長野県告示第125号

国土交通省関東地方整備局長野国道事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年2月16日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量(基準点成果簿作成)
- 作業期間
平成23年12月19日から平成24年3月31日まで
- 作業地域
小諸市、佐久市

建設政策課

長野県告示第126号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定します。

平成24年2月16日

長野県知事 阿部 守一

道路の種類	路線名	区間
県道	長野上田線	上田市御所552番の6地先から 上田市御所232番の11地先まで
県道	小諸上田線	上田市常田3丁目431番の8地先から 上田市常田2丁目725番の1地先まで

道路管理課

長野県告示第127号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県建設部河川課、長野県飯田建設事務所及び長野県下伊那南部建設事務所において縦覧に供します。

平成24年2月16日

長野県知事 阿部 守一

- 河川の名称
天竜川水系 一級河川 八重河内川
- 廃川敷地等が生じた年月日
平成24年2月16日
- 廃川敷地等の位置
飯田市南信濃八重河内817番6の一部
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地 43,995.28平方メートル
- 河川法施行法(昭和39年法律第168号)第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治29年法律第71号)第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする

る者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年2月16日

長野県知事 阿部 守一

- 入札に付する事項
 - 調達をする役務
長野県庁駐車場整理業務
 - 役務の特質
長野県庁構内駐車場の整理業務
 - 履行期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
 - 履行場所
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県庁舎
 - 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
 - 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
 - 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先